

2018年6月

平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられました皆様へ

みらい少額短期保険株式会社

平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられまた多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口にて、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

どのような些細な事でも結構ですので、是非ご相談ください。

○ 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内 ○

弊社では、災害救助法が適応された地域にお住まいのご契約者の皆様が対象に、「継続契約の締結手続き」及び「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までご連絡ください。

⇒ 弊社担当窓口：フリーダイヤル 0120-651-051（受付時間：平日 9:30～17:00）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
大阪府	大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし） 吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし） 箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四条畷市（しじょうなわてし） 交野市（かたのし） 三島郡島本町（みしまぐんしまもとちょう）	2018年6月18日

以上